

令和5年度の看護体制強化加算の取扱い

看護体制強化加算の要件

- 次に掲げる基準のいずれにも適合すること
 - (1) 算定月の前6月間において、利用者総数のうち緊急時訪問看護加算を算定した利用者の割合が50%以上
 - (2) 算定月の前6月間において、利用者総数のうち特別管理加算を算定した利用者の割合が20%以上
 - (3) 算定月の前12月間において、ターミナルケア加算を算定した利用者が5名(※)以上
 - (※) 看護体制加算Ⅱは1名以上

新【令和5年4月1日~】

- (4) 指定訪問看護の提供にあたる従業者の総数のうち、看護職員(保健師・看護師・准看護師)の占める割合が6割以上(算定開始月の前月の看護職員の常勤換算により算出した割合を用いること。)
 - (例) 算定開始月が令和5年8月の場合、令和5年7月の看護職員の占める割合が60%以上



1 令和5年4月1日以降、新規に算定を開始する場合

上記(1)~(4)の基準を満たし、令和5年3月15日までに以下の書類を提出

- ・ 加算様式3-1 (看護体制強化加算「I又はII」)
- ・ 加算様式3-4

2 加算算定中(令和5年3月31日時点)の事業所の場合

【ケース1】

令和5年3月の看護職員の割合が60%以上の場合、令和5年3月15日までに以下の書類を提出

- ・ 加算様式3-1 (看護体制強化加算「I又はII」)
- ・ 加算様式3-4

【ケース2】

令和5年3月の看護職員の割合が60%未満の場合、令和5年3月15日までに以下の書類を提出

- 加算様式3-1 (看護体制強化加算「なし」)

○ 期日までにどちらの届出もない場合、4月以降の加算は「なし」の扱いとなります。

★【ケース1】のとおり、令和5年3月31日時点で加算算定中の事業所が、令和5年4月以降も看護体制強化加算を算定する場合に、令和5年4月1日以降に看護職員の離職等（※）により、看護職員の割合が60%を下回った場合、看護職員の採用計画を届出することで、計画に定める期間が経過する日まで加算を算定可能

※看護職員の離職以外に、看護職員の病休、産前産後休業、育児・介護休業又は母性健康管理措としての休業を取得した場合があります。

・看護職員の採用に関する計画書

★看護職員の採用計画を届出た後の手続き

（1）計画に定める期間が経過する日以降も加算の算定を行う場合、当期間が経過する日の属する月の前月の看護職員の割合が60%以上となることを満たしたうえで、当期間が経過する日の属する月の前月15日までに以下の書類を提出

・加算様式3-1（看護体制強化加算「I又はII」）
・加算様式3-4

（2）計画に定める期間が経過する日で加算の算定を終了する場合、期間が経過する日の属する月の前月15日までに以下の書類を提出

加算様式3-1（看護体制強化加算「なし」）

○ 期日までにどちらの届出もない場合、計画に定める期間が経過する日以降の加算は「なし」の扱いとなります。

<提出先>

公益財団法人東京都福祉保健財団 事業者支援部 事業者指定室
〒163-0718 東京都新宿区西新宿2-7-1 小田急第一生命ビル18階